

現行組織の課題・問題点、部局統合のメリット・デメリット等

ページ

- |   |                                       |   |
|---|---------------------------------------|---|
| 1 | 部局、組織のあり方等に係る本庁を中心とした中心とした現行組織の課題・問題点 | 1 |
| 2 | 部局統合・部門再編のメリット・デメリット等                 | 4 |
| 3 | 福祉部門と保健部門を分割した埼玉県の状況                  | 5 |
| 4 | 部局別人員構成                               | 6 |
| 5 | 長野県組織の特徴                              | 7 |

部局、組織のあり方等に係る本庁を中心とした  
現行組織の課題・問題点等(各部局の考え等)

太字:本庁 細字:現地機関

項 目	課題・問題点等	検討事項等
企画局の事業部門の再編 (企画局)	現在、企画局には企画課をはじめとする企画主体部門と人権・男女共同参画課等の事業主体部門があるが、事業課が増加しただけでなく、企画課でも事業を抱えるなど、企画部門と事業部門が混在している。 企画主体部門…企画課、政策評価課など 事業主体部門…人権・男女共同参画課、国際課、NPO活動推進課など	本庁組織の再編を進める中で、企画部門と事業部門を担当する場合は部として位置付け、企画部門に特化した組織とする場合は組織のあり方を検討する。
保健・医療・福祉の連携 (社会部・衛生部)	保健・医療・福祉の連携が従来に増して重要になってくることが予想される。 (例) ○医療制度改革(医療費適正化計画、保健医療計画、地域ケア体制整備構想等の策定) ○療育支援(医療的ケアが必要な重症心身障害児、発達障害児) ○精神障害者の退院支援(入院から社会復帰までの一貫した支援) ○終末期医療の充実(在宅、施設での看取り) ○認知症高齢者対策 ○療養介護を実施する医療機関の整備 ○医療(医療保険)から福祉(介護保険、自立支援給付、障害児施設の利用等)への円滑な移行・機能分担(リハビリ、高次脳機能障害、脳損傷による後遺障害、重症心身障害児等) ○県立施設の運営(総合リハビリテーションセンター、諏訪湖健康学園、駒ヶ根病院 等)	・保健・医療・福祉の連携をより効率的に進めるため、社会部と衛生部の統合を含め、連携体制を検討する。
(社会部、衛生部の 現地機関の連携)	市町村においては、基本的に保健と福祉は同一の組織で担当されており、県と市町村の間で担当組織に相違が生じている。  介護や医療サービスが必要な方々への施策など相互に関連が深いにもかかわらず、保健と福祉の両分野が別の組織になっている。  保健所と福祉事務所は業務上の関連はあるが、根拠法が異なるためそれぞれ独立して設置されている。  保健に関する事業と福祉に関する事業の対象者が重なってくるケースが多いが、同一の対象者に対して複数の別組織が対応する状況になっている。 (例:精神障害者福祉、難病と生活保護に係る相談等を福祉事務所と保健所でそれぞれ対応)	両所の連携をより効率的に進めるため、機関の統合を含めて連携体制を検討する。ただし、統合する場合は①根拠法が異なることへの対応②市レベルにおける福祉事務所(全市)と保健所(中核市)との調整を要する。

項 目	課題・問題点等	検討事項等
児童福祉に関する事項の取扱い (社会部・教育委員会)	児童福祉に関する所管が社会部と教育委員会に分かれている。 ○児童虐待、女性の保護、母子家庭等の支援を社会部こども・家庭課が所管 ○こどもの教育、子育て支援、青少年健全育成等を教育委員会が補助執行	所管する組織の検討、横断的課題への対応の検討が必要。
青少年対策の庁内推進体制 (社会部・教育委員会)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・青少年健全育成の総括・調整を行う青少年対策本部及び健全育成業務が、平成16年度に社会部から教育委員会事務局に移管された。</li> <li>・地方部組織は地方事務所福祉課のままで、本部と地方部のつながりが弱くなった。</li> </ul>	
総合的・一体的な少子化対策の庁内推進体制 (企画局・社会部・教育委員会)	少子化対策全般については企画局で、少子化対策のうち、子育て支援については教育委員会で担当している。	教育面だけではなく、仕事と家庭の両立、働き方の見直し等、企業や地域も含めた総合的・一体的な子育て支援が行える少子化対策のための体制が必要である。
労働・雇用部門の取扱い [労働福祉関連業務と雇用対策関連業務の一元化] (社会部・商工部)	○労働福祉関連業務は社会部労働福祉課が所管 ○雇用対策関連業務は商工部雇用・人材育成課が所管 どちらも労働政策にかかる業務であるが、所管する部が分かれている。  労働部門も雇用部門も対象とする県民は同じであり、同じ対象者に対して複数の組織が対応する状況になっている。	労働施策全般について総合的、一元的に対応する組織を検討する。なお、一元化に当たっては県民に分かりやすい名称とする。 (例：商工労働部)
上水道業務の取り扱い (衛生部・生活環境部)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成16年度から水行政の一元化のため、上水道業務が衛生部から生活環境部に移管された。現地機関についても平成18年度から保健所から地方事務所環境課へ移管された。</li> <li>・上水道業務は、生活環境部、衛生部のいずれが所管すべきか次のような意見がある。                【生活環境部で所管】                理由＝環境先進県として、水行政を一元化する。                【衛生部で所管】                理由＝人の健康に直接関わりのある業務として捉える。</li> </ul>	
環境・公害部門と県民生活部門の扱い (生活環境部)	環境部門のウェイトが特に高まってきている中、生活環境部が消費者問題や文化行政をも所管する現行体制は、対応分野が相互に関連が薄い上、多岐に亘っている。  環境・公害部門と県民生活部門では対象、目的に関して相互の関連性が少ない。	環境・公害部門と県民生活部門の分離について検討する。

項 目	課題・問題点等	検討事項等
農業と林業の連携 (農政部・林務部)	<p>農業と林業では国の補助金の体系など類似点はあるが、技術面には大きな相違があり、事業の進め方、手法が課題となる。</p> <p>担い手不足など共通課題も存在するが、里山地域では近年、林業従事者と農業従事者が異なっており、施策の対象者が同一でないこと、県・農業者・消費者が一体となった農業・農村振興、県産材振興の新たな展開の必要性などそれぞれの課題などを踏まえる必要がある。</p>	農業と林業の技術内容の相違と組織の大規模化による部のマネジメントのあり方や農業と林業の現状を踏まえた検討が必要。
下水道事業等の所管のあり方 (生活環境部・土木部)	<p>生活環境部生活排水対策課では、下水道事業、農業集落排水事業及び浄化槽事業を一元化して所管している。しかしながら、現地においては、一元化されていない。</p> <p>①下水道事業 土木部の建設事務所及び生活環境部の下水道建設事務所(千曲川流域の場合) ②農業集落排水事業 地方事務所農地整備課 ③浄化槽事業 地方事務所環境課</p> <p>一方、市町村では上記3事業を一つの課で所管しているところが多い。</p>	<p>効率的な汚水処理を進めるため本庁、現地機関、市町村が相互に連携のとりやすい体制の検討が必要である。</p> <p>また、下水道事業、農業集落排水事業については、災害復旧、会計検査、国庫補助などで土木部、農政部との連携の強化が必要である。</p>
都市計画行政の取扱い [総合的なまちづくり] (土木部・住宅部)	都市計画行政は、都市計画と道路、公園等の都市施設の整備について土木部が所管し、景観や開発許可等については住宅部が担当しており、所管が分かれている。	都市計画行政の一元化の観点等から土木部と住宅部の統合を含め、総合的なまちづくりに向けた連携体制について検討する。
住宅部門の取扱い (土木部・住宅部等)	<p>住宅部で所管している県営住宅については、団地の縮小、用途廃止、市町村への移管などを通じ必要戸数が減少する見込みであることや、管理について指定管理者制度を拡大させていくことなどにより、現地機関の住宅関連業務が減少していく見込みである。</p> <p>住宅部施設課で所管する県有施設の営繕業務については、財産管理を所管する総務部管財課等の業務と関連が深い。</p>	<p>県営住宅については、公営住宅に関する県と市町村の役割分担が不明確であること、建替えの対象戸数が増加することなどを踏まえ、今後の業務量を現実に即して精査する必要がある。</p> <p>財産管理を行っている管財課等との全庁的な営繕業務の執行体制の検討が必要である。</p>
私学教育のあり方 (教育委員会)	学校教育法により、知事の権限に属する私学教育行政を公教育の一元化の観点から、教育委員会で補助執行している。	私学教育の振興について、公教育との一元化や私学の独自性の尊重など多様な観点から検討を行う必要がある。

# 部局統合・部門再編のメリット・デメリット等について

行政改革課

## 1 部局の統合

	メリット	デメリット・課題
共通事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関連分野の施策の連携強化</li> <li>・管理部門の合理化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所管事務が多くなり、部局長の部局の管理が難しくなる。</li> <li>・部局内の調整・意思決定に時間を要する。 <u>課数の調整、調整部門の設置、課への権限委譲等の対策が必要</u></li> <li>・統合する部局の現地機関が同じでない場合、連携が取れる体制を構築する必要がある。</li> </ul>
企画局・総務部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企画部門と財政などの管理部門が一体となることにより県全体の施策の方向性についての議論がしやすくなる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・課の数、職員数など一つの部としては規模が過大となる。</li> <li>・所掌事務が非常に多岐に亘り、部のマネージメントが難しい。</li> </ul>
社会部・衛生部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護や医療など同様のサービスを必要とする対象者に対して福祉（社会部）と保健（衛生部）の窓口が分かれていたものが一本化される。</li> <li>・医療制度改革や療育支援など保健・医療・福祉が一体となった対応が取りやすくなる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・課の数、職員数など一つの部としては規模が過大となる。</li> <li>・設置根拠の法律が異なる保健所と福祉事務所の連携が取れる体制を構築する必要がある。</li> </ul>
農政部・林務部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・里山地域における遊休農地、野生鳥獣被害、農山村の資源を活用した観光振興などの課題に対しては、農政と林務が統一的に施策を展開することで、より効果的な事業実施が期待できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収穫を目的とする1年単位の農業と、森林を育てることを目的とする100年単位の林業とでは技術的な違いがある。</li> <li>・広大な面積の森林を有し、環境保全にも重要な施策分野を単独部としている本県の特徴がなくなる。</li> </ul>
土木部・住宅部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・景観等を含めた都市計画行政の一元化が図られ、総合的、効率的な運営が期待できる。</li> <li>・国、市町村の建築住宅行政関連組織との整合性が図れる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅関連施策について、県業務の中での位置付けが後退する感がある。</li> <li>・建設事務所と地方事務所建築担当課の連携体制を検討する必要がある。</li> <li>・建築と土木とでは、担当職員に必要とされる技術や資格等に違いがある。</li> </ul>

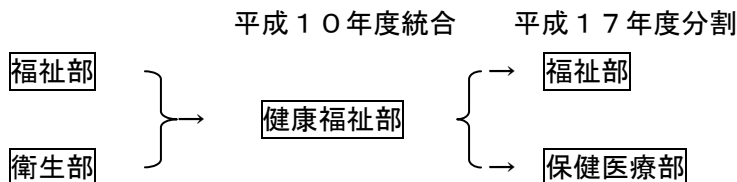
## 2 所管部門の再編

	現況・課題	対応等
労働・雇用部門の再編	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県民に対する労働福祉関連業務（社会部）と雇用対策関連業務（商工部）の所管が分かれている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・労働施策全般について総合的、一元的に対応する組織を検討する。</li> </ul>
環境部門と県民生活部門の再編	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活環境部が施策の対象や目的に相互に関連の少ない環境部門（環境・廃棄物、公害等）と県民生活部門（消費者、文化等）を所管している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県民生活部門について、人権、男女共同参画、多文化共生等の県民生活関連業務等と合わせ、県民生活部門の集約を検討する。また、知事部局と教育委員会それぞれ所管している文化関連業務について一元化と所管部局を検討する。</li> </ul>
横断的課題の所管	<ul style="list-style-type: none"> <li>・少子化対策、青少年健全育成対策などの横断的課題に対する組織的な対応方法が一元化されていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・横断的な課題に対する総合調整部門を設置し、総合調整を図るなど対応方法のルール化を検討する。</li> </ul>

# 福祉部門と保健部門を分割した埼玉県の状況

(H19. 4 埼玉県総合政策部から聞き取り)

## 1 部局再編の経過



## 2 分割の経過・考え方

- ・ H15 秋に現在の知事が就任した。知事の考え方として、部長が責任を持って部を掌握し、スピードを重視して仕事を進めるのがよいという考えがあった。

## 3 部局分割前の議会对応の状況

- ・ 議会本会議の答弁は、部長が行うことになっている（副部長、局長（部長と課長の間の職）は、本会議に出席しておらず、答弁しない仕組み。）。部長が全てを把握していないと対応できないので、大きな部では、部長の負担が重くなってしまっていた。

## 4 分割と行革推進との関係

- ・ 県全体として、部長級のポストは増やさなかった。
- ・ 部が増えたことによって、主管課の課長、庶務、経理などの人数はその部分に関しては増えたが、県全体では削減を進めており、部の分割をした H17 も削減（△38名）になっている。

## 5 現地機関の取り扱い

- ・ 出先の福祉保健総合センターは、分割した2部が両方で所管することとし、出先の分割は行わなかった。これは、出先の統合は効果があったと考えているためである。

## 6 職員の反応

- ・ 部長との打ち合わせ等の時間確保は容易になった。
- ・ 分割前の大きな部のときのほうが、課の間の調整がやりやすかったという声もある。

# 部 局 別 人 員 構 成

※知事部局、平成19年4月1日現在の定数

危機管理局		
本庁	現地	計
25	17	42

企画局		
本庁	現地	計
115	10	125

総務部		
本庁	現地	計
278	450	728

社会部		
本庁	現地	計
110	454	564

社会部(労働部門除く)		
本庁	現地	計
101	438	539

社会部(労働部門)		
本庁	現地	計
9	16	25

衛生部		
本庁	現地	計
92	1,626	1,718

衛生部(県立病院除く)		
本庁	現地	計
81	469	550

生活環境部		
本庁	現地	計
116	164	280

衛生部(県立病院関係)		
本庁	現地	計
11	1,157	1,168

商工部		
本庁	現地	計
71	330	401

生活環境部(環境部門)		
本庁	現地	計
102	149	251

観光部		
本庁	現地	計
22	13	35

生活環境部(県民生活部門)		
本庁	現地	計
14	15	29

農政部		
本庁	現地	計
162	805	967

林務部		
本庁	現地	計
70	242	312

土木部		
本庁	現地	計
138	807	945

住宅部		
本庁	現地	計
59	64	123

会計局		
本庁	現地	計
25	67	92

# 長野県組織の特徴

行政改革課

## 1 現行の本庁部局の成立ち

部局名	設置の経過、設置日など	主な指標 (全国順位等)
危機管理局	危機管理事象への迅速な対応を目的に生活環境部消防防災課から昇格 (H18.4.1危機管理室から危機管理局へ改称) H13.6.1	—
企画局	県行政の企画調整機能等の強化を目的に企画室から昇格 S54.5.14	—
総務部	地方自治法施行の際に内務部から総務部へ名称変更 S22.5.3	—
社会部	行政組織の効率化のため、民生部と労働部を統合 S27.12.25	老年人口割合 全国14位
衛生部	保健衛生の向上を目指して、民生部衛生課から昇格 S22.11.1	一人当たり老人医療費 全国47位
生活環境部	社会経済の発展に伴い、要望の強かった公害対策、自然保護、消費者保護などへの対応を目的に設置 S46.7.16	自然公園面積 全国3位
商工部	工業立県の実現を図るため、中小企業の振興、県内産業の発展を目的に経済部より分離し、部を設置 S26.7.12	製造業事業所数 全国14位
観光部	県内の主要産業である観光の振興を目的として設置 H19.4.1	観光利用者 ピークの82.9%
農政部	農業行政の一元化のため、農地部と経済部を統合し、農地経済部設置 (S37.8.11に農政部へ改称) S31.4.18	農家数 全国1位
林務部	全国有数の山林県であることから経済部林務課から昇格し、山林部設置 (S23.1.15に林務部へ改称) S22.6.26	林野面積 全国3位
土木部	(S8.9.22)	道路延長 全国4位
住宅部	住宅行政の重要性に鑑み、県営住宅建設への対応などのため、土木部及び企業局の住宅関連行政を統合し設置 S44.6.1	持ち家率 全国12位
会計局	総務部会計課から昇格 (S25.4.11に会計部から会計局へ改称) S22.6.26	—
企業局	電気部を改組し、企業局を設置 S36.4.1	—

## 2 次長(副部長)制を導入している都道府県(平成18年度)

	団体数	平均部局数
導入している	44	9.3
導入していない	3	11.7

(長野県、東京都、静岡県)